

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|--|--|
| 0 | | | | 目次 | <u>支援物資供給計画</u> | <u>物資供給計画</u> | 字句修正 |
| 0 | | | | 目次 | 第18節 <u>支援物資供給計画</u> | 第18節 物資供給計画 | 字句修正 |
| 0 | | | | 目次 | 第3節 土砂災害応急対策計画 | 第3節 土砂災害 <u>危険箇所</u> 応急対策計画 | 字句修正 |
| 0 | | | | 目次 | 第1節 罹災証明書 <u>交付</u> 計画 | 第1節 罹災証明書計画 | 字句修正 |
| 1 | 3 | 8 | 26 | キ | <u>東京管区気象台（新潟地方気象台）</u> （ア）気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</u> （イ）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</u> | キ 新潟地方気象台 （ア）気象、地象、水象の観測 <u>及びその成果の収集、発表を行う。</u> （イ）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る） <u>水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</u> | 指定地方公共機関は東京管区気象台であることから、東京管区気象台の記述と整合を図る |
| 1 | 3 | 9 | 11 | ウ | 日本赤十字社新潟県支部 （ア）医療救護 （イ）救援物資の <u>備蓄及び配分</u> <u>（ウ）血液製剤の供給</u> <u>（エ）災害義援金の受付及び配分</u> <u>（オ）その他応急対応に必要な業務</u> | ウ 日本赤十字社新潟県支部 （ア） <u>災害時における医療救護</u> （イ）救援物資の配分 <u>（ウ）災害義援金の募集、受付及び配分</u> <u>（エ）労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整</u> | 「日本赤十字社救護規則」との整合を図る |
| 1 | 3 | 9 | 28 | ク | <u>東北電力ネットワーク株式会社</u> | ク <u>東北電力株式会社</u> | 時点修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|--|----------------------------------|
| 1 | | 5 | 16 | | 第5節「既往の主な災害」に雪害を追加 (別紙1のとおり) | <u>(追加)</u> | 近年の豪雪を踏まえて追加 |
| 1 | | 6 | 17 | | (表) <u>表 想定地震の断層モデルの諸元</u> (表) <u>表 活断層の長期評価(地震調査研究推進本部)</u> <u>算定基準日:平成27年(2015年)1月1日</u> | <u>(追加)</u> | 出典元となる新潟市防災基礎調査報告の表の名称及び算定基準日を付記 |
| 1 | | 6 | 18 | | (図) <u>図 想定地震の震源断層位置</u> | <u>(追加)</u> | 出典元となる新潟市防災基礎調査報告の表の名称及び算定基準日を付記 |
| 1 | | 6 | 22 | 28 | (2)洪水被害予測 国土交通省及び新潟県による洪水の浸水想定区域図より、 <u>浸水想定区域内と建物棟数と区毎の建物数に対する人口の比を乗じて</u> 、被災する可能性のある人口を <u>推計</u> した。 結果は、信濃川下流で約320,000人、阿賀野川で約283,000人、大河津分水路で約132,000人、小阿賀野川・能代川で約113,000人である。 (他の河川を含めた河川ごとの <u>洪水浸水想定区域の居住者人口</u> を資料編 表1-1-6-2 に示す。) | (2)洪水被害予測 国土交通省及び新潟県による洪水の浸水想定区域図より、 <u>浸水する家屋戸数を求め</u> 、被災する可能性のある人口を <u>算出</u> した。 結果は、信濃川下流の <u>被災人口</u> が約320,000人、阿賀野川で約283,000人、大河津分水路で約132,000人、小阿賀野川・能代川で約113,000人である。 (他の河川を含めた河川ごとの <u>浸水深別被災人口</u> を資料編 表1-1-6-2 に示す。) | 予測手法を明確にするため、文言を修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|--|--------------------------------------|
| 1 | | 6 | | | 第6節「被害想定」に津波被害予測を追加 (別紙2のとおり) | <u>(追加)</u> | 新潟県が平成29年11月に公表した津波浸水想定区域図に基づく推計を追加。 |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 5 | このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、 <u>災害</u> の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。 | このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、 <u>地震等</u> の正しい知識や防災対応等防災知識の普及を図る。 | 地震に限定する必要がないため |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 21 | <u>ハザードマップ</u> 、地盤高図の公表等を通じて、居住地域における地理的特性の周知徹底を図る。 | <u>地区防災計カルテ</u> 、地盤高図の公表等を通じて、居住地域における地理的特性の周知徹底を図る。 | 地区防災カルテよりもハザードマップの活用を促進することが適当なため |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 42 | 市は、各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。 | 市は、各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて <u>地震</u> 防災に関する知識の普及・啓発を図り、住民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。 | 地震に限定する必要がないため。 |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 37 | <u>市民及び各種団体に対して</u> 、防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。 | 防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。 | 類似内容であった(6)と(9)を統合して整理 |
| 2 | 1 | 1 | 27 | 43 | また、文化財を災害から守り、 <u>後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める等、地域住民の文化財保護に対する意識を高める。</u> | また、文化財を災害から守り、 <u>後世に継承するため、文化財の防護活動の普及を図る。</u> | 文化財の防護活動を具体的に記述する。 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|------------------------|
| 2 | 1 | 1 | 27 | 46 | <u>(削除)</u> | <u>(9) 各種団体に対する啓発</u> <u>市は、研修会、講習会等を通じて防災に関する資料の提供やビデオの上映会を開催するなど各種団体に対して防災知識の普及に努める。</u> | 類似内容であった(6)と(9)を統合して整理 |
| 2 | 1 | 1 | 29 | 13 | 4 <u>市</u> 職員に対する防災教育 災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。 | 4 職員に対する防災教育 災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために <u>市</u> 職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 1 | 29 | 17 | 防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。 | <u>地震等</u> の防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。 | 地震に限定する必要がないため。 |
| 2 | 1 | 1 | 28 | 12 | (第2部第1章第 <u>17</u> 節「ボランティア受け入れ体制整備計画」参照) | (第2部第1章第 <u>16</u> 節「ボランティア受け入れ体制整備計画」参照) | 字句修正 |
| 2 | 1 | 1 | 29 | 16 | 防災関係機関 <u>における防災の啓発</u> | 防災関係機関 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 1 | 29 | | 大規模小売店舗 | 6-(3) 本文 大規模小売 <u>り</u> 店舗及び・・・ | 字句修正 |
| 2 | 1 | 2 | 31 | 18 | 災害時における避難所、 <u>津波避難ビル</u> 、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。 | 災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。 | 津波も含めた節のため |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|-----|---|---|--------------------|
| 2 | 1 | 3 | 32 | 5 | <u>市は</u> 、地域の自主的な防災活動を促進するため、 | 地域の自主的な防災活動を促進するため、 | 実施主体を明確にする |
| 2 | 1 | 3 | 32 | 8 2 | <u>自主防災組織</u> の主な活動等 | 2 主な活動等 | 実施主体を明確にする |
| 2 | 1 | 3 | 32 | 21 | 自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、コミュニティ協議会等の <u>住民組織</u> を単位とし、 | 自主防災組織の編成等は、自治会・町内会、コミュニティ協議会等を単位とし、 | 自主防災組織育成指導要綱の記載を反映 |
| 2 | 1 | 3 | 33 | 8 | (3)訓練の規模等 <u>自主防災組織の訓練は単独組織によるものを基本とするが、状況に応じて、複数組織による合同訓練を実施する。</u> | (3)訓練の規模等 <u>自主防災組織の訓練は、避難所となる小学校区単位を基本とする。同じ避難所の利用が想定される自主防災組織が複数ある地域では、合同の避難所運営訓練を行う。</u> <u>ただし、組織の状況によっては、自治会・町内会や複数の自治会・町内会の単位で実施する。</u> | 実際の実施状況を鑑み修正 |
| 2 | 1 | 4 | 36 | 8 | ・地区計画 <u>71</u> 地区 約 <u>976</u> ha | ・地区計画 69地区 約 964ha | 時点修正 |
| 2 | 1 | 5 | 38 | 8 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の <u>耐震</u> 改修工事を行うもの。 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該木造住宅の <u>補強、又は</u> 改修工事を行うもの。 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 5 | 38 | 22 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該マンションの <u>耐震</u> 改修工事を行うもの。 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該マンションの <u>補強、又は</u> 改修工事を行うもの。 | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|---|--------------------------------|
| 2 | 1 | 5 | 38 | 35 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の耐震改修工事を行うもの。 | 耐震設計に基づき、地震に対する安全性の向上を目的とした、当該建物の補強、又は改修工事を行うもの。 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 5 | 38 | 47 | 危険ブロック塀等の撤去補助の対象 | (ア) 危険ブロック塀等の撤去補助の対象 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 5 | 39 | 3 | (削除) | (イ) 補助の限度 撤去に要する費用と撤去するブロック塀の長さ1m当たり17,400円を乗じた金額のいずれか低い額の2分の1で15万円を限度とする。 | 他の補助内容には、補助額等の詳細な説明がないため、統一を図る |
| 2 | 1 | 5 | 39 | 23 | 大規模な地震時に、避難所等や不特定多数の人が利用する施設等、市有建築物における大規模空間のつり天井(特定天井)や、照明器具等の落下による重大事故の発生を防止するため、安全対策を推進する。 | 大規模な地震時に、天井落下による重大事故の発生を防止するため、特定天井を有する市有建築物において落下防止策を推進する。 | 表現の修正 |
| 2 | 1 | 6 | 41 | 36 | 橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、もぐり橋の解消や老朽橋及び | 橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図るほか、老朽橋及び | 防災に関する取り組み事業の追加 |
| 2 | 1 | 6 | 42 | 12 | (1)新潟空港 …「空港土木施設設計要領平成31年4月」等に従う | (1)新潟空港 …「空港土木の設置基準・同解説平成20年7月、平成29年4月一部改訂」等に従う。 | 空港土木施設に関する基準体系の見直し |
| 2 | 1 | 9 | 48 | 36 | 東北電力ネットワーク(株) | 東北電力(株) | 時点修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|---|---|----------------|
| 2 | 1 | 9 | 49 | 17 | (11) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS) オ 緊急告知FMラジオ カ Lアラート キ <u>Yahoo!防災速報</u> | (11) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS) オ 緊急告知FMラジオ カ Lアラート | 情報伝達手段が追加されたため |
| 2 | 1 | 12 | 55 | 47 | 4 災害医療救護体制の確立 県、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との緊密な連携 | 4 災害医療救護体制の確立 新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との緊密な連携 | 時点修正 |
| 2 | 1 | 12 | 56 | 2 | (1) 災害医療コーディネーター体制 ア 災害医療コーディネーターの配置 (ウ) コーディネーターの活動 ・ <u>医療</u> 救護所の開設、閉鎖の判断 イ 災害医療コーディネーターチームの構成 済生会新潟病院 オ コーディネーターチームの訓練の実施 <u>医療</u> 救護所や医療救護班の派遣調整 | (1) 災害医療コーディネーター体制 ア 災害医療コーディネーターの配置 (ウ) コーディネーターの活動 ・ 救護所の開設、閉鎖の判断 イ 災害医療コーディネーターチームの構成 済生会新潟 <u>第二</u> 病院 オ コーディネーターチームの訓練の実施 救護所や医療救護班の派遣調整 | 時点修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|------|
| 2 | 1 | 12 | 56 | 47 | <p>(2) <u>医療救護所</u> ア <u>医療救護所の設置</u> 保健衛生部は、<u>医療救護所として事前に指定している新潟市急患診療センターや新潟市口腔保健福祉センターに医療救護所を設置し、住民に周知する。また、災害の状況に応じ、指定避難所や公共施設等にも医療救護所を設置し、住民に周知する。</u> イ <u>医療救護所への医療救護班の派遣</u> 保健衛生対策部は、新潟市医師会、<u>新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会等の医療関係団体と協議のうえ、医療救護所に医師、歯科医師、看護師、薬剤師及び補助者等で構成される医療救護班を状況に応じて派遣する。</u></p> | <p>(2) 救護所 ア 救護所の<u>指定</u> 保健衛生部は、新潟市急患診療センターや新潟市口腔保健福祉センターを<u>救護所として指定し、住民に周知する。また、災害の状況に応じ指定する施設以外にも指定避難所又はその他の場所を救護所として指定する。</u> イ <u>救護所における救護班の配置</u> 保健衛生対策部は、新潟市医師会、新潟市薬剤師会等の医療関係団体と協議のうえ、救護所に医師、看護師、薬剤師及び補助者等、<u>状況に応じて必要な救護班を配置する。</u></p> | 時点修正 |
| 2 | 1 | 12 | 57 | 21 | <p>(3) 後方支援病院 ア 災害拠点病院 済生会新潟病院 イ 災害支援病院 (イ) 震災時における<u>医療救護所等</u></p> | <p>(3) 後方支援病院 ア 災害拠点病院 済生会新潟<u>第二</u>病院 イ 災害支援病院 (イ) 震災時における救護所等</p> | 時点修正 |
| 2 | 1 | 12 | 57 | 37 | <p>6 救急連絡体制の確立 保健衛生対策部は、「新潟市防災行政無線」や「新潟県広域災害・救急医療情報システム」のほか、MCA無線などを活用し、<u>県、市</u>関係部署、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との災害時の救急医療体制の確立を図る。</p> | <p>6 救急連絡体制の確立 保健衛生対策部は、「新潟市防災行政無線」や「<u>新潟県防災行政無線</u>」及び「新潟県広域災害・救急医療情報システム」のほか、MCA無線などを活用し、市関係部署、新潟市医師会等医療関係団体や医療機関との災害時の救急医療体制の確立を図る。</p> | 時点修正 |
| 2 | 1 | 12 | 58 | 11 | <p>9 医薬品及び医療資器材等の確保 <u>医療救護所</u></p> | <p>9 医薬品及び医療資器材等の確保 救護所</p> | 時点修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|--|------------------------|
| 2 | 1 | 12 | 58 | 40 | 11 医薬品供給センター (2) 供給センターの活動体制の整備 イ 供給センターの業務 供給センターは、 医療 救護所等への医薬品等の供給管理を行うほか、次に掲げる業務を行う。 | 11 医薬品供給センター (2) 供給センターの活動体制の整備 イ 供給センターの業務 供給センターは、救護所等への医薬品等の供給管理を行うほか、次に掲げる業務を行う。 | 時点修正 |
| 2 | 1 | 13 | 60 | 27 | 備蓄 拠点 、 備蓄 品目及び 目標 数量については、資料編 表2-1-13-1 に示す。 | 備蓄 場所 、品目及び数量については、資料編 表2-1-13-1 に示す。 | 字句修正 |
| 2 | 1 | 16 | 68 | 4 | 実施担当 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 土木部 建築対策部 都市政策部 消防局 水道局 教育委員会 市民病院 各区役所 | 実施担当 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 土木部 都市政策部 消防局 水道局 教育委員会 市民病院 各区役所 | 実施担当を追加 |
| 2 | 1 | 16 | 68 | 42 | 災害時等の緊急時における一時避難場所及び 地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、 | 地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、 | 津波や洪水の際の避難場所としても使用するため |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 4 | 7 避難所の開設及び避難者の受け入れ体制の確立 (1) 避難所の開設体制の確立 震度6弱以上の地震発生や避難情報の発令のほか、 危機管理監等 の指示などによる避難所開設に備え、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。 | 7 避難所の開設及び避難者の受け入れ体制の確立 (1) 避難所の開設体制の確立 震度6弱以上の地震発生や避難情報の発令のほか、 災害対策本部 の指示などによる避難所開設に備え、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。 | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|---|---|--------------------------|
| 2 | 1 | 16 | 71 | 11 | <p><u>イ</u> 施設管理者による避難所開設・受入 <u>(ア) 業務時間中に開設が必要な場合</u> 施設管理者は、<u>鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に施設を避難所として迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。</u> <u>(イ) 業務時間外に開設が必要な場合</u> 施設管理者は、<u>鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に市職員による避難所の開設が困難な場合は、避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。</u></p> | <p><u>ア</u> 施設管理者による避難所開設・受入 施設管理者は、<u>鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。</u></p> | 市の避難所に関する方針及び取組と記述の整合をとる |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 14 | <p><u>ア</u> 市職員による避難所開設・受入</p> | <p><u>イ</u> 市職員による避難所開設受入</p> | 主に避難所開設を行う順に記載する |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 17 | <p>(ア) 業務時間中 <u>避難所</u>担当職員</p> | <p>7. 避難所の開設・・・ イ. 市職員による避難所開設・受入 (ア) 業務時間中 担当職員</p> | 字句修正 |
| 2 | 1 | 16 | 71 | 28 | <p>(2) 避難者の受け入れ体制の確立 地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から<u>避難者の受入方法等に関する</u>協議を行い、<u>協力体制を構築する。</u></p> | <p>(2) 避難者の受け入れ体制の確立 地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から「<u>部屋割り図面</u>」の協議を行い、<u>避難者の受け入れの際に活用するものとする。</u></p> | 図面に限らず全般的な協議の記述とする |
| 2 | 1 | 18 | 74 | 0 | <p>第2部第1章第18節に「帰宅困難者予防計画」を追加 (別紙3のとおり)</p> | <p><u>(追加)</u></p> | 帰宅困難者対策の考え方を追加 |
| 2 | 2 | 2 | 78 | 6 | <p>下水道施設の<u>耐震化・耐津波化</u>及び減災対策の取り組み</p> | <p>下水道施設の<u>耐震性能の確保</u>及び減災対策の取り組み</p> | 令和元年度に津波対策整備計画を策定したため |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|--|-----------------------|
| 2 | 2 | 2 | 78 | 9 | ・避難所などにおけるマンホールトイレ(下水道直結型)の整備 | ・避難所などにおけるマンホールトイレの整備 | 下水道管路を活用したものであることを明記 |
| 2 | 2 | 2 | 78 | 14 | <u>下水処理場及びポンプ場、吐口の耐津波化</u> | <u>(追加)</u> | 令和元年度に津波対策整備計画を策定したため |
| 2 | 2 | 5 | 83 | 9 | (4) 携帯トイレの備蓄、 <u>マンホールトイレ</u> 及び仮設トイレの設置場所 | (4) 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレの設置場所 | 時点修正 |
| 2 | 3 | 2 | 89 | 表 | 実施担当 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 土木部 <u>農林水産部</u> 下水道部 消防局 市民病院 各区役所 | 実施担当 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 土木部 下水道部 消防局 市民病院 各区役所 | 農業ため池の保全管理の項を追加するため |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|--|-------------------------------|
| 2 | 3 | 2 | 90 | 3 | <p><u>3 ため池の予防対策</u></p> <p><u>(1) ため池の管理者の責務</u> <u>ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見及び危険個所の整備に努める。</u> <u>また、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、災害の未然防止に努める。</u> <u>(ため池位置図を資料編 図2-3-2-1 に示す。)</u></p> <p><u>(2) 防災重点ため池に係る対策</u> <u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池（防災重点ため池）については、ため池ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図るとともに、計画的な施設整備に努める。</u></p> | なし | 県による防災重点ため池の選定に伴い、新たに事項追加するもの |
| 2 | 3 | 2 | 91 | 6 | 資料編 表2-1-15-2に示す。 | 資料編 2-1-15-2に示す。 | 字句修正 |
| 2 | 3 | 2 | 91 | 12 | これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告しなければならない。 | これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告 <u>するとともに自ら公表</u> しなければならない。 | 水防法上の公表義務はないため |
| 2 | 3 | 2 | 91 | 15 | 市は、前記（1）に記載された要配慮者利用施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備し、要配慮者利用施設の避難確保計画の <u>作成状況</u> や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 | 市は、前記 <u>8</u> （1）に記載された要配慮者利用施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備し、要配慮者利用施設の避難確保 <u>に関する</u> 計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。 | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|--|------------------------|
| 2 | 3 | 3 | 94 | 11 | 市は、前記（１）に記載された要配慮者施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による避難情報の伝達体制を整備し、 <u>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u> | 市は、前記 <u>8</u> （１）に記載された要配慮者施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による避難情報の伝達体制を整備 <u>する。</u> | 同章の水害予防計画と整合をとる |
| 2 | 4 | 1 | 97 | 43 | 5 避難誘導體制の整備 大津波警報、津波警報または津波注意報 が発表された際・・・ | 5 避難誘導體制の整備 大津波警報、津波警報または津波注意報 <u>（以下、「津波警報等」という。）</u> が発表された際・・・ | 以降同節に文言がないため削除 |
| 2 | 4 | 2 | 99 | 4 | 1 啓発内容 (1) 津波に対する心得 (2) 津波警報や避難指示（緊急）等の意味 (3) 津波避難ビル、津波避難場所 (4) <u>避難の方法</u> (5) 情報収集の手段 (6) 応急救護の方法 | 1 啓発内容 (1) 津波に対する心得 (2) 津波避難ビル、津波避難場所 (3) <u>津波避難路の考え方</u> (4) 応急救護の方法 (5) 情報収集の手段 (6) 津波警報や避難指示（緊急）等の意味 | 字句修正 |
| 2 | 4 | 2 | 99 | 12 | 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、市報・マスメディア等を活用し、地域住民や事業所等への知識の普及、啓発を図る。 | 津波ハザードマップ、パンフレット・リーフレット、市報・マスメディア等を活用し、 <u>自治会・町内会及びコミュニティ協議会等</u> の地域住民や事業所等への知識の普及、啓発を図る。 | 個人も含め広く地域住民に啓発を行う記述とする |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|--|---------------------------------------|
| 2 | 4 | 3 | 100 | 26 | <p>2 市民と地域、<u>事業所等</u>の役割</p> <p>(1) <u>市民及び事業所等に求められる役割</u> <u>緊急を要する津波からの避難は、「集団避難」ではなく「個別避難」が基本となることから、あらかじめ津波避難ビル等の把握に努めるとともに、災害用伝言版などを活用した安否確認の連絡体制や来客者を含めた避難誘導體制の確立に努める。</u></p> <p>(2) <u>地域に求められる役割</u> <u>日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認とともに、地域における津波からの自主避難マップの作成に努める。また、津波避難ビル等の施設管理者と共同で津波想定防災訓練を実施するなど関係者間における連携体制の強化を図るとともに防災意識の啓発に努める。</u></p> | <p>2 市民と地域の役割</p> <p><u>ハザードマップや地域で作成した津波自主避難マップに基づき、自主防災組織、自治会・町内会、コミュニティ協議会等による地域での防災訓練の実施や、避難行動要支援者名簿に基づいた避難行動要支援者の所在、状況の確認及び避難支援体制の整備など日ごろからの体制強化に努める。</u></p> | <p>避難計画と同様の記述であったため、訓練計画としての記述に修正</p> |
| 2 | 4 | 3 | 100 | 28 | <p>日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認<u>する</u>とともに、</p> | <p>日ごろから津波の危険性を認識し、津波避難ビルや避難経路等を確認とともに、</p> | <p>字句修正</p> |
| 2 | | | 27 | | <p>第2部第3章第3節に「雪害予防計画」を追加し以降の節を繰り下げる (別紙3のとおり)</p> | <p><u>(追加)</u></p> | <p>雪害予防について計画に記載</p> |
| 3 | 1 | 1 | 105 | 9 | <p>なお、<u>災害対策本部は</u></p> | <p>なお、<u>設置場所は</u></p> | <p>字句修正</p> |
| 3 | 1 | 2 | 106 | 6 | <p>第3部第4章第1節<u>「津波災害における情報収集・伝達計画」</u>による。</p> | <p>第3部第4章第1節津波災害における情報収集・伝達計画による。</p> | <p>字句修正</p> |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|--------------|
| 3 | 1 | 2 | 106 | 33 | (ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で、 <u>大雨警報発表中に</u> 数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 | (ウ) 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 2 | 110 | 16 | 【医療救護情報】 <u>医療</u> 救護所の設置状況 | 【医療救護情報】 救護所の設置状況 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 2 | 110 | 37 | 3(2)ア(イ) <u>東北電力ネットワーク(株)</u> | 3(2)ア(イ) <u>東北電力(株)</u> | 時点修正 |
| 3 | 1 | 2 | 110 | 37 | 北陸ガス(株) <u>新潟供給センター</u> | 北陸ガス(株) <u>新潟支社</u> | 時点修正 |
| 3 | 1 | 2 | 110 | 38 | (イ) 防災関係機関からの情報収集 <u>北陸ガス(株)新潟供給センター</u> | (イ) 防災関係機関からの情報収集 <u>北陸ガス(株)新潟支社</u> | 時点修正 |
| 3 | 1 | 2 | 111 | 7 | 経済対策部 ・物流機能の被害と復旧状況 新潟県トラック協会 <u>・中小企業の被害状況 市内商工会・商工会議所</u> | 経済対策部 ・物流機能の被害と復旧状況 新潟県トラック協会 | 防災基本計画の修正を反映 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|---|------|
| 3 | 1 | 2 | 112 | 35 | <u>東北電力ネットワーク</u> ※ | <u>東北電力</u> ※ | 時点修正 |
| 3 | 1 | 4 | 118 | 9 | ウ 海上自衛隊 住所 舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 電話 0773-62-2250 (内線2222) F A X 0773-62-2255 (切替) 電話 025-273-7771 <u>(電話応答者に警備科長への接続を依頼)</u> F A X 025-273-7771 <u>(電話応答者にF A Xへの接続を依頼)</u> 防災無線 <u>8-401-16-751-*-20</u> 又は <u>6-751-*-20</u> <u>(新潟基地分遣隊は、260M局器材のみ)</u> | ウ 海上自衛隊 住所 舞鶴市余部下1190 海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部第3幕僚室 電話 0773-62-2250 (内線213) F A X 0773-62-2255 電話 025-273-7771 F A X 025-273-7771 防災無線 <u>8-401-36-53</u> | 時点修正 |
| 3 | 1 | 4 | 118 | 21 | エ 航空自衛隊 住所 <u>埼玉県狭山市稻荷山2-3</u> <u>航空自衛隊航空総隊航空救難団司令部防衛部</u> 電話 <u>04-2953-6131 (内線3832)</u> F A X <u>04-2953-6131</u> F A X <u>025-273-9211 (内線227)</u> 防災無線 <u>8-503-10 (オペレーション)・20 (当直)</u> <u>(平時・作戦中：オペレーション、夜間等・当直)</u> | エ 航空自衛隊 住所 <u>府中市浅間町1-1855</u> <u>航空自衛隊航空支援集団司令部防衛部運用課</u> 電話 <u>0423-62-2971 (内線2521)</u> F A X <u>0423-62-2971</u> F A X 025-273-9211 防災無線 <u>8-401-36-54</u> | 時点修正 |
| 3 | 1 | 5 | 122 | 14 | (6)連絡系統 電話・FAX: <u>表3-1-5-2</u> | (6)連絡系統 電話・FAX: <u>表3-1-4-1</u> | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|---|--|---------------------------|
| 3 | 1 | 7 | 127 | 35 | 3 医療救護所の設置 保健衛生対策部は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに医療救護所を設置し、医療救護班を派遣するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に医療救護所を設置する。 | 3 救護所等の設置 保健衛生対策部は、新潟市急患診療センター及び新潟市口腔保健福祉センターに救護所を設置し、医療救護班を配置するほか、被災状況に応じて、区本部と協議のうえ、指定避難所や公共施設等に救護所を設置する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 7 | 127 | 42 | 4 医療救護活動 医療救護所 | 4 医療救護活動 救護所 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 7 | 128 | 18 | 5 患者等の搬送 医療救護所 | 5 患者等の搬送 救護所 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 7 | 128 | 38 | 6 医療資器材等の調達 医薬品供給センター | 6 医療資器材等の調達 医薬品支援センター | 字句修正 |
| 3 | 1 | 7 | 128 | 38 | 8 医療関係ボランティアの要請 医療救護所等 | 8 医療関係ボランティアの要請 救護所等 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 8 | 130 | | 防災関係機関 削除 | 防災関係機関 新潟市社会福祉協議会 | 実施主体としての具体記述がないため |
| 3 | 1 | 9 | 132 | 42 | 【初動対応期】 (ウ) 避難所・医療救護所の状況 | 【初動対応期】 (ウ) 避難所・救護所の状況 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 10 | 136 | 17 | 別紙5のとおり | イ 避難情報の発令基準（表） | 避難勧告等に関するガイドラインの改定による記述変更 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|--------------------------|
| 3 | 1 | 10 | 139 | 23 | 避難を希望する人数及び施設を区役所 総務課(地域総務課) または | 避難を希望する人数及び施設を区役所 総務課 または | 字句修正 |
| 3 | 1 | 10 | 140 | 16 | イ 施設管理者による避難所開設・受入 (ア) 業務時間中に開設が必要な場合 施設管理者は、鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に施設を避難所として迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。 (イ) 業務時間外に開設が必要な場合 施設管理者は、鍵の管理者をあらかじめ指定し、災害時に市職員による避難所の開設が困難な場合は、避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。 | ア 施設管理者による避難所開設・受入 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。 | 市の避難所に関する方針及び取組と記述の整合をとる |
| 3 | 1 | 10 | 140 | 19 | ア 市職員による避難所開設・受入 | イ 市職員による避難所開設受入 | 市職員による開設が主となるため記載順を修正 |
| 3 | 1 | 10 | 140 | 37 | 特に、学校施設については、体育館、集会室などを 優先的に あてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所の居住スペースとして使用しない。 | 特に、学校施設については、体育館、集会室、 普通教室 などをあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、 特別教室 、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所の居住スペースとして使用しない。 | 市の避難所に関する方針及び取組と記述の整合をとる |
| 3 | 1 | 10 | 140 | 31 | 地域住民、施設管理者、市は、下記の事項に十分留意した上、「避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営する。 | 地域住民、施設管理者、市は、下記の事項に十分留意した上、 避難所ごとに作成した 「避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営する。 | 市の避難所に関する方針及び取組と記述の整合をとる |
| 3 | 1 | 10 | 142 | 27 | (4) 要配慮者に対する配慮 各区本部健康福祉班は、福祉対策部 要配慮者班 と連携し、要配慮者の実態を速やかに把握し健康調査を実施するとともに、福祉避難室を設置し要配慮者に優先的に提供する。 | (4) 要配慮者に対する配慮 各区本部健康福祉班は、福祉対策部 要配慮者 ・ ボランティア班 と連携し、要配慮者の実態を速やかに把握し健康調査を実施するとともに、福祉避難室を設置し要配慮者に優先的に提供する。 | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|---|--|------------------------|
| 3 | 1 | 10 | 142 | 45 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 10 | 143 | 4 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 10 | 143 | 7 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 10 | 143 | 13 | 区本部は、報告された事項について、福祉対策部要配慮者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> へ速やかに報告する。 | 区本部は、報告された事項について、福祉対策部要配慮者班へ速やかに報告する。 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 10 | 143 | 28 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、 | 区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 11 | 145 | 31 | 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>並びにこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、高齢者や障がい者、 <u>妊産婦</u> 等を対象とした | 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、高齢者や障がい者等を対象とした | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 11 | 145 | 34 | 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班 <u>及びこども未来対策部こども未来班</u> と連携し、 | 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配者班と連携し、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |
| 3 | 1 | 11 | 145 | 36 | (3) <u>避難所等での生活が困難な</u> 高齢者や障がい者、 <u>妊産婦</u> 等の福祉避難所等への移送 健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者、 <u>妊産婦</u> 等については、 | (3) <u>介護が必要な</u> 高齢者や障がい者の福祉避難所等への移送 健康調査の結果、避難所等での生活が困難な高齢者や障がい者等については、 | 妊産婦等向け福祉避難所を担当する対策班を追記 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|-----------------------------------|
| 3 | 1 | 11 | 145 | 99 | (5) 要配慮者のための情報機器等の設置 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、聴覚障がい者 | (5) 要配慮者のための情報機器等の設置 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、聴覚障がい者 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 11 | 146 | 4 | (6) 手話奉仕員等の派遣 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。 | (6) 手話奉仕員等の派遣 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に、市ろうあ協会やボランティア等の協力による手話奉仕員や要約筆記奉仕員を、体制が整いしだい派遣する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 11 | 146 | 8 | (7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。 | (7) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖などの交付・修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 11 | 146 | 12 | (8) 要配慮者用窓口の設置 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、各避難所内に要配慮者用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と必要な支援物資の提供等を実施する。 | (8) 要配慮者用窓口の設置 各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、各避難所内に要配慮者用窓口を設置し、要配慮者からの相談対応、確実な情報伝達と必要な支援物資の提供等を実施する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 11 | 146 | 12 | (削除) | 5 要配慮者の一元対応の整備 福祉対策部、こども未来部及び各区本部は、地震発生後に要配慮者の安否、避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門チームを設ける。 | 専門チームの具体的活動が不明であり、必ずしも設けるものではないため |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|-----------------------------|
| 3 | 1 | 11 | 147 | 15 | (6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応 施設管理者は、福祉対策部 要配慮者班 及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。 | (6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応 施設管理者は、福祉対策部 福祉総務班 及び各区本部健康福祉班から避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受け入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 13 | 150 | 13 | 財務 対策部調査班及び福祉対策部 | 総務 対策部調査班及び福祉対策部 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 17 | 162 | 5 | h 県道新潟村松三川線…東区柳ヶ丘から東区津島屋8丁目（国道113号）までの間 i 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間 j 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間 k 県道新潟中央環状線…北区笹山（国道113号）から北区木崎（国道7号）まで l 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目（国道7号）まで | h 新潟村松三川線…東区中興野から東区津島屋8丁目までの間 i 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間 j 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間 k 市道東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間 l 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで | 緊急輸送道路の見直し（H31.3.27）に伴う記載変更 |
| 3 | 1 | 17 | 162 | 39 | また、必要に応じ・・・日本郵便株式会社新潟中央郵便局 及び佐川急便株式会社 に応援を要請し、・・・ | また、必要に応じ・・・ 及び 日本郵便株式会社新潟中央郵便局に 応援を要請し、・・・ | 佐川急便株式会社との包括連携協定を締結したため |
| 3 | 1 | 17 | 164 | 15 | (防災船着場所在地：資料編 図3-1-17-2) | (防災船着場所在地：資料編 表3-1-17-1) | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|--------------------|
| 3 | 1 | 18 | 166 | 99 | ア 避難者の状況把握及び県への報告 国または県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるように市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、県に報告する。 | ア 避難者の状況把握及び県への報告 国または県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるよう <u>避難所担当職員、福祉対策部福祉総務班</u> 、市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、県に報告する。 | 担当班が代表して報告すれば足りるため |
| 3 | 1 | 20 | 171 | 23 | (6)入浴施設の広報 入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者に対し随時 <u>第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に定めた</u> 広報媒体を通じ広報する。 | (6)入浴施設の広報 入浴施設が施設提供の要請に応じた場合には、被災者に対し随時広報媒体を通じ広報する。 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 23 | 179 | 11 | 1 被害状況等の把握 被災地内の <u>医療</u> 救護所 | 1 被害状況等の把握 被災地内の救護所 | 字句修正 |
| 3 | 1 | 24 | 184 | 22 | 災害時応援協定締結団体(資料編 <u>17「災害時応援協定一覧」</u>) | 災害時応援協定締結団体(資料編 <u>表3-1-3-1</u>) | 字句修正 |
| 3 | 1 | 28 | 3 | 1 | 別紙6のとおり | 【災害対策本部及び水道対策部（水道対策業務）組織表】 | 時点修正 |
| 3 | 1 | 30 | 204 | 図 | 別紙7のとおり | 1 農林水産業施設等被害状況把握フロー図 (2) 区本部 | 時点修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|---|--|----------------------------|
| 3 | 1 | 32 | 211 | 7 | <p>1 被害状況調査</p> <p><u>被害状況の調査に関しては、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 食料、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査</p> | <p>1 被害状況調査</p> <p>(1) 食料、物資等にかかわる事業所の被害状況の緊急調査</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえて規定を追加</p> |
| 3 | 1 | 32 | 212 | 12 | <p><u>5 市の責務</u></p> <p><u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> | <p>記載なし</p> | <p>防災基本計画の修正を踏まえて規定を追加</p> |
| 3 | 1 | 33 | 215 | 11 | <p>(イ) 避難所の優先順位</p> <p>避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室などを<u>優先的に</u>充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。</p> <p>なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好な部屋を優先的に提供する。</p> <p>また、<u>医療</u>救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を<u>医療</u>救護所として使用する。医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。</p> | <p>(イ) 避難所の優先順位</p> <p>避難所には、浸水深等を考慮した上、体育館、集会室、<u>普通教室</u>などを充てるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、<u>特別教室</u>、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。</p> <p>なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好な部屋を優先的に提供する。</p> <p>また、救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。医療救護活動を行う場合には、保健室で保管されている医薬品及び医療資機材を必要に応じて使用する。</p> | <p>時点修正</p> |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|----|-----|----|--|---|-----------------------------------|
| 3 | 1 | 33 | 216 | 43 | <p>教育対策部、文化スポーツ対策部又は施設の管理者は、<u>気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合は、その状況に応じて臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講ずる。</u></p> <p>災害が発生した場合は、速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた下記の措置を講ずる。</p> | <p>教育対策部、文化スポーツ対策部又は施設の管理者は、災害が発生した場合において、速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた下記の措置を講ずる。</p> | <p>災害発生等において、臨時休館等の措置が想定されるため</p> |
| 3 | 1 | 33 | 217 | 8 | <p>(3) 被害状況等の情報収集・伝達 (4) 避難所や食料等の集積場所となった場合の対応 <u>(5) 臨時休館等</u> 施設の管理者は、施設の破損等により一般の利用（貸館・事業）が困難な場合は、臨時休館や開館時間の短縮等の措置を講ずる。</p> | <p>(3) 被害状況等の情報収集・伝達 (4) 避難所や食料等の集積場所となった場合の対応</p> | <p>災害発生等において、臨時休館等の措置が想定されるため</p> |
| 3 | 1 | 33 | 217 | 11 | <p><u>削除</u></p> | <p><u>文化スポーツ対策部は教育対策部に連絡する。</u></p> | <p>時点修正</p> |
| 3 | 3 | 2 | 232 | 1 | <p>第2節 <u>雪害</u>対策計画 雪害対策は、車両の安全走行や歩行者の安全対策など冬期道路交通の確保により市民生活の安定を図るとともに、雪崩対策などを講じ、市民の安全確保を図る。</p> | <p>第2節 <u>積雪</u>対策計画 積雪対策は、車両の安全走行や歩行者の安全対策など交通の確保により市民生活の安定を図るとともに、雪崩対策などを講じ、市民の安全確保を図る。</p> | <p>字句修正</p> |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|---|--|
| 3 | 3 | 2 | 232 | 10 | <p>1 <u>冬期道路</u>交通確保</p> <p>(1) <u>道路除雪</u> 市は、国等の関係機関と協議し、毎年<u>除雪対策本部を立ち上げる</u>までに「道路除雪計画」を定め、<u>冬期道路交通の確保</u>を図る。</p> <p>(2) <u>市民との協働</u> 市は、市民及び市民団体と協働した歩道除雪を実施し、冬期道路の歩行空間の確保を図る。</p> | <p>1 <u>交通確保計画</u></p> <p>(1) <u>道路除雪</u> 市は、国等の関係機関と協議し、毎年<u>降雪期</u>までに「道路除雪計画」を定め、<u>降雪時の交通確保</u>を図る。</p> <p>(2) <u>市民との協働</u> 市は、市民及び市民団体と協働した歩道除雪を実施し、冬季道路の歩行空間の確保を図る。</p> | 字句修正 |
| 3 | 3 | 2 | 232 | 17 | <p>(3) <u>市民の協力</u> ア 「<u>おもいやりのひとかき運動</u>」の推進 市は、新潟市社会福祉協議会と協力し、市民の除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進を図るため、次の「<u>おもいやりのひとかき運動</u>」を呼びかける。</p> <p>(ア) <u>バス停付近の除雪</u></p> <p>(イ) <u>横断歩道の除雪</u></p> <p>(ウ) <u>通学路の除雪</u></p> <p>(エ) <u>ゴミステーションの除雪</u></p> | <p>(3) <u>市民の協力</u> ア 「<u>ひとかき運動</u>」の推進 市は、新潟市社会福祉協議会と協力し、市民の除雪に対する意識の高揚と自発的な除雪の推進を図るため、次の「<u>ひとかき運動</u>」を呼びかける。</p> <p>(ア) <u>バス停付近の除雪</u></p> <p>(イ) <u>雨水桝付近の水切り</u></p> <p>(ウ) <u>横断歩道取付部の除雪</u></p> | 正式名称に変更する スコープの主な設置場所に変更する |
| 3 | 3 | 2 | 233 | 39 | <p>(4) <u>要配慮者のみの世帯への生活相談対応</u> <u>各区の実情に応じ、多量の降雪により、対象者（一人暮らし高齢者等の支援者のいない高齢者・障がい者等の要配慮者のみの世帯）の日常生活に支障が出ることが予想される又は支障が出ていると認められる場合に、降雪による生活上の困りごとの相談に応じる窓口を開設する。</u></p> | <p>(4) <u>要援護世帯の除雪支援</u> 市は、<u>自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯について状況を把握し、地域の相互扶助体制の確立に努めるとともに、除雪業者の紹介等必要な支援を行う。</u></p> | 「一人暮らし高齢者等生活相談窓口」については、除雪支援ではなく、生活の支援であるため |
| 3 | 4 | 0 | 235 | | <p><u>第3部 災害応急対策計画</u></p> <p><u>第4章 津波災害応急対策計画</u></p> | <p><u>第4部 災害復旧計画</u></p> | 字句修正 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|------------------|
| 3 | 4 | 1 | 237 | | (系統図差し替え) <u>別紙8のとおり</u> | (系統図差し替え) | 時点修正 |
| 3 | 4 | 1 | 238 | 47 | (イ 津波情報の表中) 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「 <u>巨大</u> 」や「 <u>高い</u> 」という言葉で発表。 発表される津波の高さ値は、ア 大津波警報・津波警報・注意報を参照。 | (イ 津波情報の表中) 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位) <u>または2種類の定性的な表現(巨大、高い)</u> で発表。 発表される津波の高さ値は、ア 大津波警報・津波警報・注意報を参照。 | 説明の追加 表内記述の整理 |
| 3 | 4 | 1 | 238 | | ア 大津波警報・津波警報・津波注意報 <u>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を津波予報区単位で発表する。</u> <u>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</u> <u>※表(修正)を差し替え(別添)</u> | ア 大津波・津波警報・注意報 <u>※表</u> | 説明の追加 表内記述の整理 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|-------------------------------------|
| 3 | 4 | 1 | 238 | | <p><u>※大津波警報を特別警報に位置づけている。</u> <u>注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</u> ※ 津波警報等の留意事項等 (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 (イ) 津波警報等は、<u>精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、</u>更新する場合がある。</p> | <p>※ 津波警報等の留意事項等 (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。</p> | <p>説明の追加 表内記述の整理</p> |
| 3 | 4 | 1 | 239 | 15 | <p>(最大波の観測値の発表内容) <u>※表内の整理 (別紙8のとおり)</u></p> | <p>(最大波の観測値の発表内容) ※表内の整理</p> | <p>説明の追加 表内記述の整理</p> |
| 3 | 4 | 1 | 239 | 22 | <p>(※2) <u>沖合</u>の津波観測に関する情報の…</p> | <p>(※2) <u>沖合い</u>の津波観測に関する情報の…</p> | <p>字句修正</p> |
| 3 | 4 | 1 | 239 | 35 | <p><u>沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容</u> (表中) <u>沿岸で推定される津波の高さ</u> 3m超 3m以下 1m超 <u>(すべての場合)</u></p> | <p><u>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</u> (表中) <u>発表基準</u> 沿岸で推定される津波の高さ$>3m$ 沿岸で推定される津波の高さ$\leq 3m$ 沿岸で推定される津波の高さ$>1m$ 沿岸で推定される津波の高さ$\leq 1m$ <u>(すべて数値で発表)</u></p> | <p>時点修正</p> |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|-------------------|
| 3 | 4 | 1 | 240 | 22 | ウ 津波予報 <u>気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u> | ウ 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に、以下を津波予報で発表する。 | 字句修正 |
| 3 | 4 | 1 | 240 | 34 | エ 地震情報の種類とその内容 <u>表の整理（別紙8のとおり）</u> | エ 地震情報の種類とその内容 ※表内の整理 | 表外の情報も表に整理と一部並び替え |
| 3 | 4 | 1 | 241 | | オ 地震活動に関する <u>解説資料等</u> 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。 <u>表に差し替え（別紙8のとおり）</u> | オ 地震活動に関する <u>解説等</u> 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、 <u>ホームページなどで発表している資料や、担当区域で大津波警報・津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報地震津波情報や関連資料を編集した資料。</u> | 表に整理 |
| 3 | 4 | 1 | 241 | | <u>カ 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件</u> <u>「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。</u> <u>※表は別紙8のとおり</u> | 記載なし | 東海地震関係の記述を追記 |
| 3 | 4 | 1 | 242 | 1 | (3) 地震及び津波警報等発表の流れ <u>※フローチャートの差し替え（別紙8のとおり）</u> | (3) 地震及び津波警報等発表の流れ ※フローチャートの差し替え | 補足の追加による図の更新 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|--|---------------------------------|
| 3 | 4 | 2 | 246 | 16 | (3) 避難開始の時期 住民等が避難行動を開始する時期は 避難行動の原則によるほか、次のとおりとする。 | (2) 避難開始の時期 住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。 | 避難行動の原則を追記 |
| 3 | 4 | 2 | 246 | 26 | 津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵を委託されている者は、施設管理者や地域住民の協力を得て、速やかに津波避難ビルを開設する。 | 津波避難ビルの開設は、新潟県上中下越に津波警報又は大津波警報が発表されてから解除されるまでの期間とする。 津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波避難ビルの鍵を委託されている者は、施設管理者や地域住民の協力を得て、速やかに津波避難ビルを開設する。 | 令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震を受けた見直しの反映 |
| 3 | 4 | 2 | 246 | 38 | 第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じるものとするが、津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波の浸水が想定されない地域において、危機管理監又は区長が避難所開設の必要があると判断したときは避難所を開設する。(秋葉区及び南区を除く。) 津波により避難所又は避難所の周囲に浸水が見込まれる地域は、 津波注意報、津波警報又は大津波警報が解除されてから開設の必要性を判断 するものとする。 | 第2部第1章第16節「避難計画」に準じるものとするが、津波により避難所又は避難所の周囲に浸水が見込まれる地域は、津波警報又は大津波警報が解除されてから開設するものとする。 | 令和元年6月18日山形県沖を震源とする地震を受けた見直しの反映 |
| 4 | | 1 | 251 | 7 | 実施担当 財務対策部 | 実施担当 財務対策部 各区本部 | 区本部調査班が廃止されたため |
| 4 | | 1 | 251 | 19 | 3 実施方針及び実施計画の作成 財務対策部調査班が主体となり、一般住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針 及びそれに基づき 実施計画を作成する。 | 3 実施方針及び実施計画の作成 財務対策部調査班が主体となり、一般住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の実施方針 を作成し、実施方針に基づき各区本部調査班が主体となり 実施計画を作成する。 | 区本部調査班が廃止されたため |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---|--------------------------|
| 4 | | 1 | 251 | 31 | 6 罹災証明書の交付 被害認定調査後、被害の程度が確定した物から速やかに罹災証明書を交付する。 <u>第1次調査に基づく罹災証明書の交付については、発災後、概ね1ヶ月以内に完了させるよう努める。</u> | 6 罹災証明書の交付 被害認定調査後、被害の程度が確定した物から速やかに罹災証明書を交付する。 | 罹災証明書の交付に関する国の基本方針に基づく修正 |
| 4 | | 2 | 260 | 18 | (2) 義援金の受け入れ・配分 (担当：財務対策部財務班 調査班) | (2) 義援金の受け入れ・配分 (担当：財務対策部財務班 調査班 <u>各区本部調査班</u>) | 区本部調査班が廃止されたため |
| 4 | | 2 | 260 | 25 | (2) 義援金の受け入れ・配分 イ 配分 寄託された義援金については、義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。財務対策部調査班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。 | (2) 義援金の受け入れ・配分 イ 配分 寄託された義援金については、義援金配分委員会を組織し、配分計画を決定する。財務対策部調査班 <u>及び</u> 区本部調査班はこの決定に基づき、適切かつ速やかに被災者に配分する。 | 区本部調査班が廃止されたため |
| 4 | | 3 | 264 | 47 | 9 災害復旧事業等に係る工事の代行要請 特定・・・・・・・・ ア 漁港 イ 道路 ウ 空港 エ 海岸保全施設 オ 公共下水道 カ 河川 <u>キ 農業用施設</u> | 9 災害復旧事業等に係る工事の代行要請 特定・・・・・・・・ ア 漁港 イ 道路 ウ 空港 エ 海岸保全施設 オ 公共下水道 カ 河川 | 代行要請をする施設の脱漏 |
| 4 | | 4 | 265 | 22 | 2 復興計画の作成 (1) 復興計画に記載する内容 カ 地域住民の生活および地域経済の再建に資する事業または事務 等 <u>キ 復興計画の期間 等</u> | 2 復興計画の作成 (1) 復興計画に記載する内容 カ 地域住民の生活および地域経済の再建に資する事業または事務 等 | 復興庁 復興整備計画作成のマニュアルの反映 |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|---|---|---|
| 4 | | 4 | 266 | 19 | <p>3 国や県に対しての要請 (2) 特定大規模災害による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や～～～関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。 (3) <u>特定大規模災害等による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や被災による行政機能の低下等によって、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要となる人員が中長期的に不足した場合、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、関係行政機関又は関係地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるとともに、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあつせんを求める。</u></p> | <p>3 国や県に対しての要請 (2) 特定大規模災害による被害を受け、復興のための膨大な業務の発生や～～～関係地方行政機関の長に対し、当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。</p> | 大規模災害からの復興に関する法律の反映 |
| 5 | 1 | 1 | 269 | 3 | <u>東北電力ネットワーク（株）</u> | <u>東北電力（株）</u> | 時点修正 |
| 5 | 1 | 2 | 275 | 3 | <u>東北電力ネットワーク（株）</u> | <u>東北電力（株）</u> | 時点修正 |
| 5 | 2 | 1 | 285 | 3 | <u>東北電力ネットワーク（株）</u> | <u>東北電力（株）</u> | 時点修正 |
| 5 | 2 | 2 | 290 | 3 | <u>東北電力（株） 東北電力ネットワーク（株）</u> | <u>東北電力（株）</u> | 時点修正 |
| 6 | - | 1 | 299 | 3 | 実施担当欄に「 <u>環境対策部</u> 」を追記する。 | <u>(追加)</u> | 環境対策部の業務として「5 油等流出事故防除対策（4）－（エ）－c及びe」が考えられる |

新潟市地域防災計画〔本編〕 新旧対照表

| 部 | 章 | 節 | ページ | 行 | 改正案 | 現行計画 | 理由 |
|---|---|---|-----|----|--|---------------------------------|------|
| 6 | | 4 | 317 | | (伝達系統図) 現地 医療 救護所設置 | (伝達系統図) 現地救護所設置 | 時点修正 |
| 6 | | 7 | 327 | 6 | 東北電力(株) 東北電力ネットワーク(株) | 東北電力(株) | 時点修正 |
| 6 | | 7 | 327 | 22 | 1(2) 東北電力(株) および東北電力ネットワーク(株) は | 1(2) 東北電力(株) は | 時点修正 |
| 6 | | 7 | 327 | 40 | 2(1) 東北電力ネットワーク(株) による応急対策 | 2(1) 東北電力(株) による応急対策 | 時点修正 |